平成２６年（フ）第７０号
神奈川県藤沢市善行団地４番９―404号
債務者　溝淵　恵美
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９８号
横浜市戸塚区戸塚町2101番地　南戸塚住宅２棟303号
債務者　塚原　　実
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２０５号
千葉市中央区今井町1376番地の11
債務者　渡邉　正美
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月14日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５８８号
川崎市川崎区港町３番１―501号　ハイタウン川崎、前住所東京都文京区後楽１丁目８番13号　ハイツ文京
債務者　渡邊　　篤
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６２７号
川崎市宮前区野川2338番地31
債務者　服部　昭子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６４７号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地２―1035
債務者　宮里留美子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６４８号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地９―502
債務者　大城　秀樹
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
大分県国東市武蔵町糸原948番地23　西洸ハイツ203号、申立前の住所大分市東浜１丁目５番24号　パナハイツヒロセ201
債務者　糸永　富男（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前９時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
長野県佐久市平賀4223番地10
債務者　横森　未来
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１５号
北海道河東郡音更町字下士幌北３線東51番地72　ハイツ花園202
債務者　道東電装商会こと　只野　泰裕
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
愛知県田原市田原町北乗鞍31番地、住民票上の住所愛知県田原市田原町北乗鞍32番地１
債務者　大場　一導
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１１１２号
東京都小平市鈴木町１丁目497番地サンハイツ201号
債務者　崎山　龍人
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５２号
長崎県島原市有明町湯江丙37番地１　コーズハイム８号
債務者　菅　ユリ子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
長崎県佐世保市長坂町597番地２　ロイヤルパークサイド303、旧住所長崎県平戸市大久保町439番地29　グリーンハイツＢ
債務者　山本　道代
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係